

一宮市告示第 160 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり一宮市役所有料駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定公金事務取扱者
名古屋市中区栄 3 丁目 3 1 番 1 2 号
大成 株式会社
代表取締役 加藤 憲博
- 2 受託期間
2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで